

議案第64号

所沢市子どもと福祉の未来館条例の一部を改正する条例制定について

所沢市子どもと福祉の未来館条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 6月 3日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市子どもと福祉の未来館条例の一部を改正する条例

所沢市子どもと福祉の未来館条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。